

## 別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会設置要綱

制定 平成26年4月1日

別府市告示第142号

改正 平成27年9月14日

別府市告示第288号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（平成25年別府市条例第32号）第23条の規定に基づき親亡き後等の問題を解決する総合的な施策を策定するに当たり、協議及び検討を行うため、別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議及び検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 親亡き後等の問題の現状分析
- (2) 親亡き後等の問題の課題及びその解決のための総合的な施策の内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉法人別府市社会福祉協議会に属する者
- (3) 自治委員及び民生委員
- (4) 障害福祉サービス事業又は障害児通所支援事業を行う者及びこれらの関係者
- (5) 障害のある人並びにその保護者及び関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、特定の協議事項について調査及び検討を行うため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を委員会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名した者が、その職務を代理する。

6 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。

7 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年9月14日別府市告示第288号）

この要綱は、平成27年9月28日から施行する。